

トランポリン競技検定 運営手順

§1. 器具および備品

検定開催にあたり、主管者は以下のものを準備する。③については試技台数分を、④については受検者数分を準備すること。

- ① ラージサイズまたはミドルサイズのトランポリン台1基以上
(スプリング式であることが望ましいが、ゴムケーブル式でも可能)
- ② 検定員用採点用紙
- ③ 掲示用得点板
- ④ 記録用採点表

§2. 役員

(1) 役員配置および役割

試技台ごとに検定員2名（主審および副審。選任要件については開催手順参照）、記録員1～2名を配置するほか、必要に応じ受付係などの補助役員を設定する。1台につき5グループ（約50人）までの受検を目安とし、それ以上の場合は器具の増設および検定員各2名の増員を推奨する。

- ① 主審：検定進行の全体統括
- ② 副審：受検者コール、得点掲示
- ③ 記録員：採点記録、得点算出、認定証準備
- ④ 補助役員：受付係など主管者の裁量により役割を決定

(2) 服装

検定員は競技審判員同様の正装、記録員および補助役員は紺または黒のジャケットを着用する。

(3) 役員日当

役割にかかわらず一日2,000円とする。交通費については、主管者の規程または判断に則り別に支給することができる。

§3. 受検者

(1) 服装

ジャージ等の運動にふさわしい服装とする。できる限り体に密着したものを着用し、採点に支障がないようにする。装身具類および時計を身に付けてはならない。

(2) コーチ帯同

初級および中級受検者は、コーチまたはそれに類する者を同伴する。

§4. 試技

(1) 受検者グループ分け

受検級ごとに最大12名程度のグループ分けを行い、事前に受検者へ開示する。

(2) 実施種目

		初級	中級	上級
I	1	10回ジャンプ ↓ チェック	10回ジャンプ ↓ チェック	1/2捻り腹落ち (S)
	2			腰落ち (T)
	3			立つ
	4	開脚跳び		
	5	①予備ジャンプ×5回 ・気をつけ姿勢、足首揺らしジャンプ (トランポリンベッドを揺らす程度の跳ね上げ) ②ストレートジャンプ×10回 (スタイルフリー)	①予備ジャンプ×5回 (スタイルフリー) ②ストレートジャンプ×10回 (アクション) ・着床時に両手をまっすぐ真上に上げる ・跳び上がりながら両手を体側に下ろす	1回捻り腰落ち
	6			スイブル
	7			1/2捻り立つ
	8			抱え跳び
	9			背落ち (S)
	10			立つ

※上級受検者への指導は「トランポリン競技コーチ」「準コーチに属する普及指導員」が行う

		初級		中級
II	1	抱え跳び	1-1	1/2捻り腰落ち
	2	開脚跳び	1-2	腹落ち (T)
	3	閉脚跳び	1-3	立つ
	4	1回捻り跳び	1-4	ストレートジャンプ
	5	腰落ち	1-5	1/2捻り腹落ち (S)
	6	立つ	1-6	腰落ち (T)
	7	1/2捻り跳び	1-7	立つ
	8	腹落ち (T or S)	1-8	ストレートジャンプ (→ チェック)
	9	立つ	2-1	腰落ち
	10	ストレートジャンプ	2-2	水平背落ち

※T：抱え型、S：伸び型

※中級：1-1から1-8まで、2-1から2-2までを、それぞれ連続で実施

2-2 水平背落ちの後は、立たなくても良い

(3) 検定員席

試技台から約5m離れた位置に設置する。高さは最高2mとし、試技台がミドルサイズである場合は、床と同じ高さに設置しても良い。

(4) ウォーミングアップ

グループごとに、最低15分間のウォーミングアップを実施。受検者数が少ない場合は、各級とも一人3～4回の練習を目安とする。試技台とは別に練習台を設置する場合は、検定の直前に試技台において最低1回の練習の機会を与える。

(5) 実施要領

受検級ごとにグループ単位で試技を実施。副審による受検者コール、主審による合図の後に演技を開始する。

<全級・全項目共通>

10 種目有効かつ合格点に達した場合

次の受検者と交代し、グループが一巡したら次項目へ進む

演技中断、または合格点に満たない場合

次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

各級検定終了後

- ・記録員は総合得点の算出を行い、最終合否および合格種別（ABC）を記録する
- ・主審は受検者それぞれについて「結果に対するコメント」、「課題の解決方法・練習方法」を整理しておく

<初級>

① 項目Ⅰ（10回ジャンプ→チェック）

- ・予備ジャンプ5本の後、続く10本のジャンプを採点する（着地減点あり）
- ・ジャンプカウントは帯同コーチが行い、検定員に聞こえるようはっきりと発声する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

② 項目Ⅱ（抱え跳び～ストレートジャンプまでの10種目連続）

- ・受検者は項目Ⅱの指定構成どおりに演技する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・検定員は上記10種目を採点する（着地減点あり）
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

<中級>

① 項目Ⅰ（10回ジャンプ→チェック）

- ・予備ジャンプ5本の後、続く10本のジャンプを採点する（着地減点あり）
- ・ジャンプカウントは帯同コーチが行い、検定員に聞こえるようはっきりと発声する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

② 項目Ⅱ（1/2捻り腰落ち～ストレートジャンプ、腰落ち→水平背落ち）

- ・受検者は「1/2捻り腰落ち～ストレートジャンプ」の8種目を実施後、静止。
主審の合図後に「腰落ち→水平背落ち」を実施する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・検定員は上記10種目を採点する（前半8種目についてのみ着地減点あり）
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

<上級>

① 項目Ⅰ（1／2捻り腹落ち～立つ）

- ・受検者は項目Ⅰについて、指定構成どおりに演技する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・検定員は上記10種目を採点する（着地減点あり）
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

<履行>

- ・演技中断、または合格点未達の者は、項目ごとに1回のみ履行が認められる
- ・器具の不具合等、外部要因による演技の中断やそれに類する支障が生じた場合は、主審が履行の可否を判断する
- ・当該グループの全受検者が1回目の演技を終えた後で、試技順に履行を実施する
- ・履行の得点を有効とする
- ・初級および中級のⅠ項目の履行において演技中断、または合格点未達の者は、Ⅱ項目に進むことができず不合格が確定する
- ・初級および中級のⅡ項目の履行において演技中断、または合格点未達の者は、総合得点が全体の7割以上であったとしても不合格となる
- ・1回目の演技で合格点を獲得した受検者が、履行を希望することはできない

§5. 採点

現行公式採点規則にもとづき、以下の点に留意しながら主審および副審がそれぞれ採点する。中級項目Ⅱ以外は着地減点も含む。

本検定では、移動減点および跳躍時間点は採用しない。

- ① 姿勢（姿勢欠点による移動・高さ減少の誘発を含む）
- ② 身体の上め
- ③ 着地

1種目ごとに両検定員の合計減点を記録員により集計する。項目単位で得点を算出した後、主審の指示により副審が掲示を行う。各項目とも、10種目有効演技に対して7割以上の得点で合格とする。演技中断の場合は、7割以上の得点であっても不合格とする。

§6. 記録

(1) 項目別得点算出（各級共通）

各項目20点満点（2審制2採用）とする。項目単位で検定員の採点が終了次第、記録員により集計および得点算出を行い、主審へ伝達する。

項目		初級	中級	上級
合格	Ⅰ	14.0 以上	14.0 以上	14.0 以上
	Ⅱ	14.0 以上	14.0 以上	

※10種目有効の場合の合格点。演技中断は得点にかかわらず不合格とする

(2) 総合得点算出

記録員により総合得点の算出（Ⅰ・Ⅱ項目の得点を合計）を行い、合否判定および合格種別（ABC）を確定する。その結果を主審へ伝達する。

判定		初級	中級	上級
合格	A	Ⅰ～Ⅱ 計 32.0 以上	Ⅰ～Ⅱ 計 32.0 以上	16.0 以上
	B	Ⅰ～Ⅱ 計 30.0 以上	Ⅰ～Ⅱ 計 30.0 以上	15.0 以上
	C	Ⅰ～Ⅱ 計 28.0 以上	Ⅰ～Ⅱ 計 28.0 以上	14.0 以上

(3) 採点表記入

主審は副審と協議の上、「結果に対するコメント」および「課題の解決方法・練習方法」を予め整理しておき、主管者がとりまとめて採点表へ転記する。主管者は検定終了後、これらのコメントと全採点結果を記録した採点表（受検者別の個表）を、申込団体を通じて受検者へ配布する。採点表の配布は後日でも良い。

<結果に対するコメント>

採点表フォームにおいて減点にいたった理由の大きな項目を選択し、注意事項を簡易に添える。

§7. 認定証

合格者に対し、主催者発行の認定証を交付する。合格者氏名および認定番号は、主管者において記入する。

§8. 準コーチ認定（普及指導員カテゴリー）

競技検定中級合格者を輩出した普及指導員を「準コーチ」に分類し、背落ち種目の指導を認める。上級受検者への指導は、公益財団法人日本体操協会認定のトランポリンコーチ資格を保有、もしくは準コーチに属する普及指導員が行うものとする。

なお、準コーチは普及指導員資格のカテゴリーであり、追加資格登録を必要としない。

以上